

Title	名主文書にみる近代初期の地域社会：近世から近代への地域社会の連続性と変革性
Sub Title	The local community during the modernization period as revealed by extant the documents left in the village chief's house : continuity and transformation of the local community from early modern to modern times
Author	小山, 幸伸(Koyama, Yukinobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2024
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.93, No.2/3 (2024. 8) ,p.35 (161)- 74 (200)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20240800-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

名主文書にみる近代初期の地域社会

——近世から近代への地域社会の連続性と変革性——

小山 幸伸

一 はじめに

本稿は、下総国印旛郡根本名村の名主であつた石井家が作成した文書に基づき、地域社会が近代を迎えるなかで、どのような点に変質し、どのような点が継続したのかを考察しようとするものである。とりわけ村の行政を担つた名主と、村内および近隣地域の村民との金銭貸借関係から、かかる問題の考察を試みたいと考えている。

近世期において名主が年貢上納の不足を補填するために行つた金銭貸借は、村請制の下で潰れ百姓を出さないことが村落の維持のためにも有効であるために行われたものである。⁽¹⁾このような金銭貸借によつて名主が村内の貧しい村民を救済したことから、最初から返済を前提としない「恩貸し」・「慈悲貸し」と解されることもあるが、⁽²⁾

このいわゆる「慈悲貸し」には、農村の維持のためという行政的な意義も大きく、必ずしも全くの字義通りの「慈悲」とは言えないだろう。しかし、近世期に行われたこのようないわゆる「慈悲貸し」によつて成立した村内での関係性は近代にも継続し、富裕層と貧農層との社会的・経済的な関係を形成したと考えられる。そのような関係性が近代にも継続する側面と、そのなかで資本制社会の形成に伴い変質する側面を、名主の家に残された金銭貸借関係史料から実証することが本稿の課題である。

近世の村の機能として、村役人層による年貢立替などの融通機能について詳細に分析した大塚英二氏は、融通と土地の循環を問題として「融通＝循環」論を提起している。⁽³⁾そのなかで、融通論理が高利貸論理に敗北し、やがて近代的金融論理が成立することで近代社会が生成し

ていく過程を想定している。かかる過程を辿ったことにより近世的なものが後景に退くのだが、色褪せながらも近代に継続した側面もあり、そこに焦点を当て金銭貸借における地域社会のあり方を具体的に示しているのである⁽⁴⁾。本稿が対象とするのは大塚氏が取り上げられた時代と同時代であり、近似した現象を示すことが想定される。筆者は、同様の過程を辿る近代への過渡期において「慈悲貸し」がどのように残存するのかを問題とし、そのなかで地域社会の連続性と変革性を考察したいのである。

本稿で対象とする地域は、近世期に幕府が設置した佐倉牧が存在した地域であり、明治維新时期に東京の窮民を牧に入植させ開墾を行わせる政策が展開した⁽⁵⁾。それらの開墾地に入植した村民に対して行った金銭貸借を問題にしたい。

近世の村落は、地域社会において村請制に基づく徴税機能によって成り立っていた部分が大きい。年貢を負担する身分として把握された農民の生活空間としての村は、当然、その機能が消滅した時に大きく変化する。近代に入り村請制での年貢徴収機能が消滅する地租改正事業が完遂することは、地域社会にとって大きな転換点となったのである。近世および近代成立期における地域社会の

問題について、従来もとても精力的に取り組み重厚な研究蓄積を残されている研究者として渡辺尚志氏がいる⁽⁷⁾。また現在最も精力的に研究を発表しているのが松沢裕作氏である⁽⁸⁾。松沢氏の研究によると、村請制のもとで相互に扶助するのは、村内の家が破綻することにより、その年貢負担が他家に転嫁されることを防ぐためであり、明治期にその機能が不全に陥ることと地方制度の変革をもたらすことになるのである。身分制に基づく税徴収の機能がなくなり、村請制に基づく規制が消滅することで、個人所有の概念を前提とした近代資本制社会が成立すると、税の負担は個人の問題となり、農家経営における個別の活動に依拠するようになる⁽⁹⁾。松沢氏の見解は大いに学ぶところであり、私自身も資本制社会への変化のなかで地域社会が様々な変質を来したと考えている。そのいっぽうで、旧来からの人的な関係性が継続しやすい地域社会においては、持続しやすい側面も多かったと考える。松沢氏も指摘されているように、村請制の下で村役人層や富裕層が年貢の立替払いや困窮者の救助を求められるという関係性は、近代になり戸長と改称された後も村民の期待によって継続したのである⁽¹⁰⁾。地域村民に対して土地を担保とした金銭貸借から、地主による土地集積ある

いは土地収奪としての側面を強調する見解もあるだろうが、既に渡辺氏が指摘されているように、地主経営はその地域社会との相互関係のなかで成り立つものである。そのため地域村民の期待に村役人層や富裕層がどのように応えたのか、その実態を検証していくことは重要な課題であると考ええる。

また、村落内における金銭貸借や質지가、共同所持の論理に基づく近世的な概念から、幕末期には私的所持の論理に変質し高利貸的性格が色濃くなる点も検証することで、近代への地域社会の変化を考察する手がかりとしたいのである。この点に関して、鶴巻孝雄氏は、困民党事件の問題からアプローチを行なっている⁽¹²⁾。民衆の期待に応える近世以来の関係性としての「道徳上ノ貸借」（あるいは「面貸」）が崩壊し、近代的な金銭貸借関係に移行する過程で発生した民衆の暴動として困民党事件を捉えているのである。同氏によると、近代において行なわれた私立銀行・金貸会社などの債主による「苛酷」な貸借は民衆の生産・生活を破壊するものとし、近世における共同体的な規制の下にあった伝統的な貸借を「道徳上」「徳義上」の貸借として理想化した民衆は、債主の不正と自らの正当性という構成で捉えていたのである。

そこには仁政的政策介入を当然視する近世社会の権力・民衆関係の伝統があり、そこに歴史的根拠を求めて事態の解決を目指そうとした構造があったことを指摘しているのである。金銭貸借においてかかる期待が近代においても持ち続けられた側面は、やはり重要視すべきである。そこで前述した下総国印旛郡根本名村の名主であった石井家の文書から、主に金銭貸借証文の分析を行うことで、近世における年貢負担の補填としての「慈悲貸し」の実態や、近代以降における地域村民との関係性について実証的に検証することで、このような地域社会における金銭貸借の構造のなかで、彼ら村役人層・富裕層が村落内部の困窮者との関係のみならず、近隣地域から開墾地に入植した者たちが抱いた近世期以来の期待に対し、どのように応えたのかを明らかにできると考えている。それによって、彼ら村役人層・富裕層による貸借が変質しつつも、近世期において形成された村役人層・富裕層と地域村民との関係性が連続したことを実証することで、地域社会の近代移行過程において有した意義が明らかにされるだろう。そこから明治期における地域金融において、地域有力者の個人金融などのインフォーマルな金融が存続することが、地域社会のセーフティネットとなつて

いたことを指摘したい。

二 印旛郡根本名地域と石井家文書について

まずに本稿が対象とする印旛郡根本名村と、その村の名主を勤めた石井家の文書について、千葉県ならびに市町村が刊行している自治体史や、千葉県文書館が作成している文書目録などに基づいて記述したい。

本稿が考察の対象とする印旛郡根本名村は、北総地域に存在し、現在の千葉県富里市に位置する。近世期の北総地域には、東葛郡の「小金牧」、印旛郡の「佐倉牧」に代表される徳川將軍の馬牧が設定されていた。この地域に設けられていた佐倉牧には、小間子、内野、柳沢、取香、高野、矢作、油田の七牧があり佐倉七牧と総称された。明治二年（一八六九）より、これらの地域は東京の貧民を救済するために開墾会社を設立し開墾事業が行われたが、明治五年（一八七二）にはその開墾会社も解散し、その事業自体は成功を収められなかった。

いっぽう野付村などと呼ばれた開墾地の周辺地域は、近世村落としての存立基盤を持ち、社会的な関係性を構築していた。本論で取り上げる印旛郡根本名村は江戸時代を通じて佐倉藩領に属したが、享保年間に高野牧の一

部を持添新田として開発しており、その地域は根本名新田として幕府領となっていた。根本名村の石高は、石井家文書に残る年貢割り付状二十五点によると、天和元年（一六八二）から元禄十一年（一六九八）までの四点では二三五石五斗一升、正徳三年（一七一三）から安政三年（一八五八）までの二十一点では二三六石六斗七升一合であった。これに対して根本名新田の石高は、享保十六年（一七三一）五月作成の「下総国印旛郡根本名新田検地帳」によると二十九石三斗二升九合となっている。この数字は、石井家文書中の明和九年（一七七二）の「辰御年貢可納割附之事」から文久四年（一八六四）の「亥御年貢皆済目録」までの年貢割付状・年貢皆済目録でも全て同じであった。

根本名村は、佐倉道・成田街道の酒々井宿（現・酒々井町）や寺台宿（現・成田市）から多古街道を通り佐原方面へと進むコース上にあり、また多古町から外房九十九里方面を結ぶ街道の継立場となっていた。そのため公用の往来も激しく、人馬の負担も多かったため、九十四石余の諸役が免除され、二十八カ村の定助郷と大助郷を付属していた。そのため石井家文書にも、「殿様巡見」に関する史料や、「幕府巡見」に関する史料が残されて

いることが確認できる。

この地域は、野馬の放牧地域であり、牧士と呼ばれる存在があり、彼らとの関係性のなかで地域社会が展開した面も見逃せない。江戸幕府の御用牧では、名主などの有力農民が多く牧士の任務にあてられ、名字帯刀のほか麻袴の着用、乗馬鉄砲を許されるなど武士に準じる身分特権を与えられていた。彼らは、主に勢子と呼ばれる人足を使用して、牧の中の水場や樹木の手入れ、野馬の管理に従事した。それに対して、牧に隣接する地域の村は、江戸幕府より「牧付村」「野付村」に指定され、前述した助郷の負担だけでなく、牧の土手普請や野馬追の人夫負担も課せられていた。

戊辰戦争において佐倉藩が恭順を示したことで、佐倉藩領の根本名村はそのまま領有されたが、根本名新田は旧幕府領であったために新政府に没収され、明治元年（一八六八）八月から明治二年一月まで下総知県事の管轄下に置かれた。その後、同年一月に葛飾県が設けられた際に、その管轄下に移されたが、明治三年九月に佐倉藩に編入され、ようやく根本名として一つになった。

根本名村の名主などの村役人を勤めた石井家の当主は、明治初期まで代々六右衛門を名乗ったため、「ロクエ

ム」という屋号で呼ばれていた。近代に入り、勇治（次）・佐次馬・美雄・一行と当主は変遷したが、佐次馬は第七代村長（大正四年十一月八日～大正八年十一月七日）、美雄は第十六代（昭和二十一年五月三十日～同年十二月五日）・第十八代（昭和二十九年十一月二十二日～昭和四十一年十一月二十一日）村長を勤めている。そのため石井家文書には村政に関するものが多数残されている。このような村役人層・富裕層が、近世の「豪農」や近代における「地方名望家」として地域社会において果たした役割については、国民国家との関係から捉えた多くの研究蓄積があり、石井家の動向もその中で捉えることができる⁽¹⁴⁾と考える。

名主を勤めた石井家の史料である石井家文書は、現在千葉県文書館が所蔵しており、同館が作成している文書目録から以下のことが分かる。⁽¹⁵⁾石井家文書は、昭和四十九年度（一九七四）より行われた富里村史編さん委員会により調査・整理が行われた。その成果として『富里村史史料古文書目録（１）』『同（２）』がまとめられている。その後、昭和六十一年九月二十五日に千葉県文書館に委託され、昭和六十二年五月七日より整理が開始された。この第一次寄託で収容した文書の点数は七四八点で

表1 石井家文書の構成

	大 項 目	小 項 目
ア	1. 支配	(1)御用留・布達(2)法令(3)幕府巡見(4)殿様巡見(5)人馬継立訴訟 (6)鷹御用(7)牧御用(8)日光社参(9)人馬差出・宿賄(10)板橋普請
	2. 村政	(1)村政帳簿(近世)(2)村政帳簿(近代)(3)村差出帳(4)野火除 (5)集会議定(6)願書・届書
	3. 治安	
	4. 人口・戸口	(1)送入籍(2)人別(3)五人組帳(4)戸籍
	5. 裁判・訴訟	
	6. 近世土地	(1)検地帳(2)高反別(3)名寄帳(4)起返・開墾
	7. 近代土地	(1)改正取調帳(2)地種等級付帳(3)反別書上(4)諸入費(5)登記 (6)地券(7)諸文書
	8. 近世租税(年貢・諸税)	(1)年貢割付状(2)皆済目録(3)定免申付(4)検見(5)諸文書
	9. 近代租税(地租・諸税)	
	10. 売買・質地・借用 証文	(1)金子借用証文(2)土地売渡証文(3)有合売渡証文 (4)地所書入金子借用証文(5)質地証文(6)質地流証文(7)延米証文 (8)借用金諸文書(9)土地売買・借地諸文書
	11. 家政	
	12. 下作・小作	
	13. 奉公人	
	14. 商業・産業	(1)質・金融(2)干鰯(3)木挽渡世(4)木売渡(5)炭(6)馬売買
	15. 寺院・神社	
	16. 講・巡礼	
	17. 学芸	
	18. 包紙	
イ	1. 村役人関係文書	(1)村役人引継文書(2)村政関係文書(3)産子
	2. 寄場組合関係文書	
	3. 周辺地域関係文書	(1)講(2)成田山不動会規則
	4. 石井家家政関係文書	(1)送質屋・金融関係文書①金銭貸与関係文書②金銭借用関係文書 (2)土地関係文書①開墾②登記③土地売買④土地貸与 (3)家政・生活(4)米売買・借用(5)奉公人(6)下作・小作 (7)相続関係文書(8)護符・お札(9)学芸(10)容器
	5. 関連不明文書	(1)包紙(2)紐・紙縫(3)付箋(4)用紙(5)開披不能証文(6)宛所部分

出典：千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録1』（1991年）、同『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録9』（2010年）

あった。その後、平成七年八月八日に木箱三箱に分納されて母屋の納戸に保管されていた文書の所在が判明し、同年九月五日に第二次寄託として千葉県文書館に三九四点の文書が搬入された。

その構成を示すと、前頁の表1のごとくである。表1における「ア」は第一次寄託分、「イ」は第二次寄託分を示している。近世期の支配関係、村政、土地、租税などに関する公的な性格の文書が存在していることがまず確認できる。また、根本名村が高野牧の野付村であったことから「牧御用」「鷹御用」に関する史料なども見られる。さらに脇往還の継立場に指定されていることから、前述した「幕府巡見」「殿様巡見」の他に「人馬継立訴訟」「人馬差出・宿賄」などの史料も存在している。いっぽう私的な性格の文書としては、石井家の家政に関する文書よりも、金銭借用や土地売買、下作・小作証文や奉公人請状などの証文類が多数存在している。

三 石井家の経営と地域社会

(一) 石井家の送質屋経営

まず、石井家が営んだ金融業から地域社会との関係を考察したい。とりわけ資金面では、近隣の久能村の源之

名主文書にみる近代初期の地域社会

丞や酒々井町の山屋造酒右衛門を金主として、その資金を石井家が根本名村ならびに周辺村落の村民に貸付けていた。このような金融活動により村民の年貢上納を補填することで、村落の維持が図られる構造であったことを明確にしたい。

なお、石井家は、金融業や農業の他にも、干鰯や馬、木材、炭の売買にも関与しており、それに関する金銭の受取や契約書の類いが残されている。馬の売買については、牧の周辺に位置する野付村であることに由来する。また前述したように東金方面に繋がる脇街道に位置することから干鰯の流通に関与したことも十分に想定できる。いっぽう木材については、いわゆる「御林」の杉などを販売していた。

石井家による送質屋経営の端緒は文政七年（一八二四）であることが、文政十年（一八二七）に関東取締出役の農閑余業調査の際に提出した次の史料1から判明する。

〈史料1〉

（表紙） 酉戌式ヶ年平均質取金高書付

下総国印旛郡

根本名村

送り利足		差額	利足比率
D 利率	E=A×D	F=C-E	G=E/C
112 文@ 1 両	1,526 文	708.5 文	68.29%
1.6 文@ 100 文	288.768 文	252.672 文	53.33%
112 文@ 1 両	1,127 文	523.25 文	68.29%
1.6 文@ 100 文	245.568 文	214.872 文	53.33%

(本文) 御糺ニ付奉申上候書付

四二 (一六八)

五ヶ年以前

文政六未年ハ渡世仕候

酉戌質取高式ヶ年平均ハ壹ヶ年分

堀田相模守

下総国印旛郡 根本名村

送質屋 重兵衛

一金拾三両貳分式朱

錢拾八貫四拾八文

但 金壹両ニ付利足錢百六拾四文

錢百文ニ付利足錢三文

送質之分 金壹両ニ付利足錢百拾貳文

錢百文ニ付利足錢壹文六分

四ヶ年以前

文政七申年ハ渡世仕候

酉戌質取高式ヶ年平均ハ壹ヶ年分

同村

送質屋 六右衛門

一金拾両壹朱

錢拾五貫三百四拾八文

表2 文政8・9年（酉・戌）2ヶ年における根本名村送り質屋の利足

融資額			貸付け利足		
			A 換算値	B 利率	C = A × B
重兵衛	金	13 両 2 分 2 朱	13.625 両	164 文@ 1 両	2,234.5 文
	銭	18 貫 48 文	18,048 文	3 文@ 100 文	541.44 文
六右衛門	金	10 両 1 朱	10.0625 両	164 文@ 1 両	1,650.25 文
	銭	15 貫 348 文	15,348 文	3 文@ 100 文	460.44 文

出典：「酉戌式ヶ年平均質取金高書付」（千葉県文書館所蔵石井家文書ア 505）

注） 1 分=0.25 両、1 朱=0.0625 両で換算

但 金壹両ニ付利足百六拾四文
銭百文ニ付利足銭三文

送質之分 金壹両ニ付利足銭百拾貳文
銭百文ニ付利足銭壹文六分

右両人久能村源之丞方へ送質仕候

右者農間質屋致渡世候者共質取金高書面之通相違無御座候、則酉戌式ヶ年質帳奉入御覽候、尤右名前之外質屋渡世之者決而無御座候、以上

文政十亥年十月 右村

送質屋 重兵衛
同 六右衛門

（中略）

関東筋御取締御出役（後略）

（酉戌式ヶ年平均質取金高書付）⁽¹⁶⁾

この史料より、石井六右衛門が根本名村において重兵衛とともに送質屋を営んでいたことが分かる。両者はともに久能村の源之丞に送質を行うことで、農閑余業として金融業を営んでいた。ちなみにこの久能村の源之丞とは、藤崎源之丞のことで、佐倉牧のうち取香牧の牧士を勤めた人物である。牧士は有力名主が勤めることも多かったようであり、前述したように、その格式から一般の名主以上の存在であったことは理解できる。そのような

地域支配における上下関係だけでなく、経済的にも彼らは周辺村落の名主などの上に位置していたことが分かるのである。

なお表2に示したように、酉・戌二ヶ年すなわち文政八・九年（一八二五・一八二六）の二年間の平均において、重兵衛は金十三兩二分二朱、錢十八貫四八匁を、六右衛門は金十兩一朱、錢十五貫三四八文を融資しており、その利足はそれぞれ金一兩に付き錢一六四文、錢百文に付き三文という利率であつた。これに対して、「送質之分」は金一兩に付き錢一二文、錢百文に付き一文六分の利率であつたことが判明する。重兵衛・六右衛門の質屋営業での利率に対して、送質の利率は、それぞれ金貨において六八・二九%、錢貨において五三・三%を占めており、彼らが根本名村の村内などにおいて行う質屋経営での利益の過半は元質屋である久能村の藤崎源之丞の取り分になっていることが判明するのである。

このように、根本名村の重兵衛や六右衛門は、藤崎源之丞の下位に組み込まれながら、同村内での金融業を営む構造であつたことが理解できる。そのことを反映して、表1の「イ」では、「4(1)」の下位の分類として、「①金銭貸与関係文書」と「②金銭借用関係文書」に区分し

て目録が作成されている。つまり石井家などが貸し付けた借用証文と、石井家などが借り受けた借用証文に分けて分類しているのである。いま、そこに分類されている文書と、同じく表1の「ア」の「10」に掲載されている「金子借用証文」に分類されている文書を、それぞれの作成者・宛所ごとに分類したものを表3として示す。

まず金銭貸与関係文書であるが、作成者は必ずしも根本名村に限定されず周辺村落村民にも貸与していた様子が確認される。それ以上に注目されるのは、金銭借用関係文書である。こちらについては作成者の多くが石井家の藤崎家（源之丞・勝右衛門）である点が注目される。とりわけ近世に限定した場合、現存する金銭借用文書の宛所の実に六八%が藤崎家であつた。近世における不明の三点を除き明確に宛所が判明する文書に限定すれば、十九点中十五点（七九%）が久能村の藤崎家が宛所であつた。このような構造によつて送質屋の金融構造が成立していたのである。すなわち、根本名村の名主石井家（六右衛門など）が久能村の藤崎家（源之丞・勝右衛門）から借金をし、それを根本名村および周辺の村民に貸与していた構造が想定できるのである。根本名村内や

表3 金銭貸与関係文書と金銭借用関係文書における作成者と宛所

	所 在 地	金銭貸与関係文書				金銭借用関係文書			
		全 体		全 体		全 体		全 体	
作成者	根本名村石井家	5	4%	1	2%	23	74%	16	73%
	根本名村他家	45	34%	25	58%	4	13%	3	14%
	他村 a(十倉村)	17	13%	0	0%	0	0%	0	0%
	他村 b(その他)	59	45%	15	34%	1	3%	0	0%
	不明	5	4%	2	5%	3	10%	3	14%
	小計	131	100%	43	100%	31	100%	22	100%
宛所	根本名村石井家	118	90%	32	74%	3	10%	0	0%
	根本名村他家	9	7%	8	18%	2	6%	0	0%
	久能村(藤崎源之丞・勝右衛門)	0	0%	0	0%	15	48%	15	68%
	他村(根本名・久能村以外)	0	0%	0	0%	7	23%	4	18%
	不明	4	3%	3	7%	4	13%	3	14%
	小計	131	100%	43	100%	31	100%	22	100%

注) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』(1991 年) 101～107 頁に掲載された 10-(1)「金子借用証文」および、千葉県文書館『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録 9』(2010 年) 17～22 頁に掲載された 4-(1)-①「金銭貸与関係文書」に収録されている文書のうち、土地売買などに関する記述がなく、金銭貸借のみが記されるものに限定して抽出した。

周辺の村民に対して、石井家のような名主や有力者が行う金融業は、その規模は小さくとも村内で貴重なものであり、前述した「恩貸し」「慈悲貸し」などと呼ばれ、最初から返済を前提とすらしい融資さえも行われていた可能性を想像させるものである。勿論、基本的には質屋経営による利益獲得を想定した家業ではあったことは、先に示した利子率からも想定されるが、基本的に村内において困窮した村民を対象とした農間質屋渡世であるから、金融業としての利益の獲得と同時に、あるいはそれ以上に、村落の維持を前提としたことが想定されるのである。

金額	貸借理由	区分	備考
金 7 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松山 1 ヶ所
金 5 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松山 1 ヶ所
金 6 両	不明	1-10-(1) 金子借用証文	
金 10 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松山 1 ヶ所
金 6 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 4 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 10 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 5 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 5 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 15 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 4 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 15 両	年貢上納ニ指詰り	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 10 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松山 1 ヶ所
金 2 分	年貢上納ニ指詰り	2-4-(1) ①金銭貸与関係文書	
金 4 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 10 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
—	年貢上納ニ指詰り	2-4-(2) ③土地売買	松山 1 ヶ所
金 5 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 3 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 10 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 35 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 22 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松杉山 1 ヶ所
金 15 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松山 1 ヶ所
金 4 両	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 20 両	不明	1-10-(5) 質地証文	松山 1 ヶ所
金 150 円	不明	1-10-(4)	田 2 段 2 畝 1 歩
金 250 円	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 100 円	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 100 円	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 100 円	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 100 円	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	
金 100 円	不明	2-4-(1) ②金銭借用関係文書	

文」、10-(5)「質地証文」、千葉県文書館『収蔵文書目録第二十三集 諸家文書目録 9』(2010 年)

表4 石井家の金銭借用先・土地販売先

	記号	和暦	西暦	作成者	宛所
1	ア 73	文化 12 年 6 月 4 日	1815	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
2	ア 83	文政元年 12 月	1818	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
3	ア 99	文政 10 年 12 月	1828	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
4	ア 106	文政 12 年 12 月	1829	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
5	イ 165	文政 13 年 6 月	1830	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
6	イ 161	文政 13 年 6 月	1830	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
7	イ 163	天保 2 年 5 月	1831	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
8	イ 177	天保 4 年 6 月	1833	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
9	イ 179	天保 4 年 12 月	1834	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
10	イ 181	天保 5 年 12 月	1835	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
11	イ 180	天保 7 年 8 月	1836	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
12	イ 192	天保 7 年 11 月	1836	根木名村 六右衛門	酒々井町 山屋造酒右衛門
13	ア 139	天保 11 年 2 月	1840	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
14	イ 128	天保 11 年 2 月	1840	根木名村 六右衛門	根木名村 源五右衛門
15	イ 182	天保 11 年 8 月	1840	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
16	イ 183	天保 15 年 12 月	1845	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
17	イ 144	安政 2 年 11 月	1855	根木名村 六右衛門	山方御役所
18	イ 184	万延元年 12 月	1861	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
19	イ 188	万延元年 12 月	1861	根木名村 六右衛門	久能村 (藤崎)勝右衛門
20	イ 187	文久元年 9 月	1861	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
21	イ 186	文久元年 12 月	1861	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
22	ア 237	文久 2 年 10 月	1862	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
23	ア 245	文久 3 年 9 月	1863	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
24	イ 160	(江戸時代)7 月 5 日	?	根木名村 六右衛門	久能村 源之丞
25	ア 329	明治 4 年 12 月	1872	根木名村 六右衛門	久能村 藤崎忠誠
26	ア 448	明治 39 年 1 月 9 日	1906	富里村根木名 石井六右衛門	白井町 中臺慎吉
27	イ 289	大正 2 年 1 月 20 日	1913	富里村根木名 石井佐次馬	富里村高野 秋葉奎之助
28	イ 208	大正 8 年 2 月 1 日	1919	富里村根木名 石井佐次馬	富里村根木名 椎名泰良
29	イ 269	大正 12 年 1 月 10 日	1923	富里村根木名 石井佐次馬	多古町古倉 鶴澤健
30	イ 330	昭和 2 年 4 月 1 日	1927	(富里村根木名)石井佐次馬	(富里村根木名)石井健治
31	イ 251	昭和 3 年 4 月 23 日	1928	富里村根木名 石井佐次馬	富里村根木名 石井健治
32	イ 246	昭和 7 年 6 月 27 日	1932	富里村根木名 石井佐次馬	秋山半治

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注 1) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』(1991 年)101～117 頁に掲載された 10-(1)「金銭借用証 17～34 頁に掲載された 4-(1)-②「金銭借用関係文書」に収録されている文書による。

注 2) 和暦が月までの記述の場合は、その月の 1 日の時点の西暦年とした。

このような「恩貸し」・「慈悲貸し」とでも言える行為が行われる点に近世社会の特徴があり、根本名村における石井家もまた、そのような融資を行うことで村落の維持・存続に寄与したのである。もちろん、それは村請制によって近世の村が存立していたためであり、單純に名主の「善意」が働いた金銭貸与でないことは贅言を待たない。村として定まった年貢量を維持する必要に迫られた村落において、年貢不納の農家が發生した場合、他の家が補填しなければならなかったことは自明のことである。ある農家が経営破綻することは、他の農家の年貢負担に転嫁されることになり、村落全体の存続に関わる問題となるのである。それを回避するために、村落内において相互扶助と相互監視が強化されていたのが近世村落の構造である。そのために名主が「慈悲貸し」行為を行う必要に迫れたのである。ただし石井家の場合、周辺村民にも貸与している点が注目されるところである。

村落維持のための年貢負担という構造が明治期に入り崩壊し、地方制度の変革をもたらしたことは、既に松沢裕作氏によって指摘されているところである。¹⁷⁾ また渡辺尚志氏は、地租改正によって、貢租負担における公私の分離が確立し、その結果、名主が年貢負担の補填をおこ

なう義務はなくなつたことを指摘している。¹⁸⁾ しかし、「慈悲貸し」とも捉えられるような金銭貸与という行為そのものは、明治時代に入つても継続していたようである。表3によると、十倉村に対して金銭貸与を行った金銭貸与関係文書が十七点確認できる。十倉村とは、明治初期に近隣の牧の開墾により成立した村落であり、開墾地の入植者への貸付が実施されていることを示している。彼らへの融資は、入植者への経済的支援としての性格を有するものとも考えられるのではないだろうか。そうであるならば、近世期以来の地域有力者による「慈悲貸し」という慈善的な貸借行為が近代初期にも継続していた様子が確認できるのである。村請制は、為政者の統治の実現とは不可分ながらも、それと並行して「生活」の場としての村落内における人々の人間関係のあり方において「慈悲貸し」の機能を生み出したのである。そのため村請制が消滅し貢租の連帯責任が存在しなくなった近代の村においても、住民が同じである以上、人間関係のあり方が急激に変化する訳ではなく、この機能が弱体化しつつもなお存続し続けたことを推察させるのである。

この点を考察する前に、まず石井家の借用証文から石井家の金銭貸与そのものについて考えてみたい。根本名

表5 石井六右衛門が保証人となっている借用証文・質地証文

	記号	和暦	西暦	作成者	宛所	金額	貸借理由	区分	備考
1	ア125	天保7年 11月	1836	根木名村 利左衛門	酒々井町 山屋造酒右衛門	金50両	年貢上納 ニ指詰り	借用 証文	
2	ア140	天保11年 12月	1840	岩山村 彦兵衛	久能村 源之丞	金12両	年貢上納 ニ指詰り	質地 証文	松山 3ヶ所
3	ア148	天保13年 12月	1843	根木名村 利兵衛	酒々井町 山屋造酒右衛門	金22両 2分3朱	年貢上納 ニ指詰り	借用 証文	
4	ア155	天保15年 12月	1845	根木名村 利兵衛、 他4名	酒々井町 山屋造酒右衛門	金22両 2分2朱 銭615文	年貢上納 ニ指詰り	借用 証文	
5	ア389	明治16年 4月25日	1883	立澤村 鈴木嘉兵衛	根木名村 伊藤仁左衛門	金100円	不明	借用 証文	
6	ア401	明治18年 6月2日	1885	根木名村 石井丑松	下金山村 小川林造	金30円	不明	借用 証文	

出典：千葉県文書館石井家文書

注1) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録1』（1991年）101～117頁に掲載された10-(1)「金銭借用証文」に収録されている文書より抽出。

注2) 和暦が月までの記述の場合は、その月の1日の時点の西暦年とした。

村の石井家（六右衛門・佐次馬）が作成者である借用証文および質地証文を一覧表にしたものが、前頁の表4である。このうち近世の金銭借用文書において宛所が明確な二十四点のうち、久能村の藤崎家以外の三点はいずれもその借用理由に「当〇〇御年貢上納ニ差詰り」と一般的な表現ではあるが、貸借理由を明確に記している。それに対して石井家と藤崎家との金銭貸借関係では、名主として年貢納入資金確保のための借銀ということもあるだろうが、「要用ニ付」というような表現に止まり、明確な理由は記されない。また、直接石井家が借用する訳ではなくとも、根木名村の村民の金銭借用において、石井家が保証人となっている事例も見られる。久能村の藤崎源之丞や、先の表4にもその名が見られる酒々井町山屋造酒右衛門が貸主となっていることが、表5からも確認される。これらの金主から根木名村の名主石井家を介して村内で金銭貸借が行われただけでなく、石井家が

保証人となる形で金銭貸与が行われていたのである。これは名主の社会的・経済的信用力を媒介として、村民の経済的信用力を補填しているものであり、竹中真幸氏の研究からも知ることができよう⁽¹⁹⁾に、このような役割を名主が果たしていたのである。

ところで、久能村の藤崎家との金銭貸借関係文書が明治時代以降見えないことも注目すべきところである。送質屋の営業を廃止したのがいつのことか不明であるため、藤崎家に対する金銭借用関係文書が見られなくなるこのみでは明確に証明することは難しいが、偶然の一致と考えがたく、近代になると久能村の藤崎家を元質屋とし、自らはその傘下に位置する送質屋とする構造は解消されたとも考えられる。このことは送質屋の経営という経済的な問題だけでなく、村請制が解体し年貢補填のための金銭貸与を行なう必要性がなくなったことと、江戸幕府の崩壊により近隣諸地域の名主を自らの下位に置く存在であった牧士の地位が消滅し、⁽²⁰⁾牧が開墾されていくなかで、彼らの地域に対する支配力あるいは影響力が減少したことを象徴していると捉えることができるのではないだろうか。少なくとも牧士や名主による支配構造が消滅したことで、村請負制による年貢納入のための補填

として行われた金融構造がなくなるとは、同一過程上に位置づけられる歴史的推移と考えられるのである。

(二) 金銭貸借に見る地域社会との関係

名主が村民に貸金を行うことは、前述したように村請制に基づく村落の維持のためであり、名主の行政的な性格から来る行為であった。しかし、それは同時に名主にとっても、救済された村民にとっても「慈悲」と映る側面があり、「慈悲貸し」とされる所以でもある。このような名主の行政的な地位に基づく村落維持のための金融が、社会的・経済的な関係性を構築したのである。このような点を、石井家文書に残る金銭貸借証文に基づき、⁽²¹⁾地域社会との関係において、いわゆる「慈悲貸し」が成立していたことを明らかにしたい。

前述したように、近代に入ると送質屋の経営を示すような貸借関係が見られなくなる。これを偶然とは捉えずに、近世においては根本名村の名主石井家による村内でのいわゆる「慈悲貸し」を、さらに上位者である牧士藤崎家が元質屋として支えることで地域社会の存続を図る社会構造が存在していたのだと考えると、近代に移行する過程で、この構造の社会的な意義が解消されたと考え

表6 金銭借用主・土地販売主の所在地と金銭借用・田地売渡しの理由

理由	近 世			近 代			年代不明			合計
	根本名 村内	富里 地域内	その他	根本名 村内	富里 地域内	その他	根本名 村内	富里 地域内	その他	
年貢に 差詰り	99	17	8	1	4	1	0	1	1	130
夫食に 差詰り	3	0	1	2	1	0	0	0	0	7
借金に 差詰り	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2
代金に 差詰り	0	1	1	0	0	2	0	0	0	4
他 (不明)	12	3	15	109	61	30	0	0	1	231
合計	115	21	25	112	64	34	0	1	2	374

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注）千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』（1991 年）101～117 頁に掲載された 10-(1)「金銭借用証文」、10-(2)「土地売渡証文」、10-(3)「有合売渡証文」、10-(4)「地所買入金子借用証文」、10-(5)「質地証文」、10-(6)「質地流証文」、10-(7)「延米証文(米借用証文)」、千葉県文書館『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録 9』（2010 年）17～34 頁に掲載された 4-(1)-①「金銭貸与関係文書」、4-(2)-③「土地売買」に収録されている文書のうち包紙など除き、明確に金銭貸与・土地購入が確認されるものに限定した。

られるのではないだろうか。では、そのような構造が近世においてどのように存在したのかを、「金子借用証文」や「土地売渡証文」などの金銭関係を示す史料を分類した石井家文書目録の各項目から確認したい。その際に、金銭借用や土地売渡しの理由としてどのような文言が記されているのか、また借主あるいは売主の所在地はどこかを確認したい。借主もまた根本名村内の者、周辺村落で後に富里村を構成する十三の村落のうち根本名村以外に居住する者、同じ北総地域ではあるがその他の村落に居住する者の三類型に分けて分類し、その借用理由を確認したものが表 6 である。（ただし、住所が明確に記されていない場合は、根本名村の村民と思われる者であっても、「その他」に分類している。）

近世に分類した文書一六一点のうち

売却地	代 金
下田 1 反 6 畝 13 歩	金 3 分・米 2 俵
上田 1 畝 2 歩、下田 9 畝 20 歩、見取畑半割	金 2 両・米 2 俵
中田 2 畝 3 歩、下田 1 反 1 畝 8 歩	金 5 両
中田 1 畝 2 歩	金 2 歩・銭 800 文
下田 1 反 3 畝 18 歩	金 2 両 2 分 2 朱
中田 2 畝、下田 1 反 1 畝 12 歩	金 2 両 3 分 2 朱
中田 4 畝 10 歩、下田 4 畝 20 歩	金 3 両 1 分 2 朱
下田 1 畝	金 3 両 3 分・米 3 斗 8 升
上田 4 畝 24 歩、中田 1 反 2 畝	金 16 両
下田 9 畝、下田 2 反 11 歩	金 14 両 2 朱
中田 1 反 4 畝 12 歩、下田 5 畝 18 歩	金 19 両・銀 10 匁

11 点の石井家文書による。
した。延享元年は寛保 4 年 2 月 21 日に改元されたのでその時点の西暦年とした。

ち、石井家が名主を勤める根木名村における金銭貸借や土地売買に関する文書が一一五点（七一・四％）を占めており、基本的に石井家は金銭貸与あるいは土地を対象とした取引を根木名村内において行っていることが分かる。その文書に記されている金銭借用理由あるいは土地売買理由としては、前述の通り「年貢上納ニ差詰り」と一般的な理由が記されているものが多い。同様の理由を記した文書は、近世期の文書一六一点のうちで一二四点（七七・〇％）が存在し、根木名村内での取引に関する近世期の文書一一五点に限定した場合は九十九点（八六・一％）に達する。それが近代になると単に「無拠所要用に付き」という文言で具体的に借用理由が明記されなくなり、時代が下るに従って、期日、利子、担保を記述するのみの文書が多くなるのである。このような近世期における

表7 質地流証文

		作成者(売主)	宛所(買主)
1	元文2年11月(1737)	根木名村・長左衛門	根木名村・(石井)六右衛門
2	元文5年12月20日(1741)	根木名村・市之丞	根木名村・(石井)六右衛門
3	延享元年12月15日(1745)	根木名村・六兵衛	根木名村・(石井)六右衛門
4	延享元年(1744)	根木名村・善右衛門	根木名村・(石井)六右衛門
5	寛延2年12月20日(1750)	根木名村・伝四郎	根木名村・(石井)六右衛門
6	寛延2年12月(1750)	根木名村・九兵衛	根木名村・(石井)六右衛門
7	寛延3年12月20日(1751)	根木名村・甚八	根木名村・(石井)六右衛門
8	寛延3年12月20日(1751)	根木名村・佐五右衛門	根木名村・(石井)六右衛門
9	寛政6年1月(1794)	根木名村・新蔵	根木名村・(石井)六右衛門
10	天保13年12月(1843)	根木名村・仁五右衛門	根木名村・(石井)六右衛門
11	嘉永2年12月26日(1850)	根木名村・甚五右衛門	根木名村・(石井)六右衛門

出典：千葉県文書館収蔵石井家文書

注1) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録1』(1991年)116～117頁に掲載されている「質地流証文」

注2) 和暦の記述が年次のみの場合はその年の1月1日の、月までの記述の場合はその月の1日の時点の西暦年と

「年貢上納ニ差詰」つたための借銀や土地売買が頻出するのは、近世までの村落が村請制を前提とした社会であり、名主が行う貸与は年貢上納ができないという事態が発生したような際に名主としてその補填を行う、村の存続のための金融活動であった事実を示しているのである。村落内での金銭的融通は、村民の牧歌的な互助精神によるものではなく、領主との関係において形成されるものであった。⁽²²⁾ 名主の石井家が、同村内において質屋渡世を行ったことも、このような村落の維持という前提があつての金融活動であつたとも考えられるのである。

もっとも、全くの「慈悲」で金銭を貸与していた訳ではないことは、「引当」として土地を担保として取っていることから分かる。「質地流証文」に分類されている史料が十一点残されているが、表7に示したように、いず

金 額	理 由	備 考
金 16 両 2 分	年貢上納のため	
金 7 両	不明(要用ニ付)	
金 5 両	不明(要用ニ付)	
金 10 両	不明(要用ニ付)	
金 10 両	不明(要用ニ付)	
金 12 両	年貢上納のため	※石井六右衛門は保証人となっている。
金 1 両	年貢上納のため	
金 2 両 3 朱	年貢上納のため	
金 1 両	干鰯金不足	
金 22 両	不明(要用ニ付)	
金 1 両 2 分	年貢上納のため	
金 15 両	不明(要用ニ付)	
金 5 両	年貢上納のため	
金 4 両	不明(要用ニ付)	
金 2 両 2 分 1 朱	不明(要用ニ付)	
金 3 両 3 分 2 朱	夫喰に差迫り	
(不明)	不明	
金 20 両	不明(要用ニ付)	
金 40 円	不明	
金 35 円	不明	
金 20 円	不明	

21 点の石井家文書による。

表8 質地証文

		作成者(借主)	宛所(貸主)
1	文化7年12月(1810)	吹入村・七郎左衛門	根木名村・(石井)六右衛門
2	文化12年6月4日(1815)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・(藤崎)源之丞
3	文政元年12月(1818)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・(藤崎)源之丞
4	文政12年12月(1829)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・(藤崎)源之丞
5	天保11年2月(1840)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・(藤崎)源之丞
6	天保11年12月(1840)	岩山村・彦兵衛	久能村・(藤崎)源之丞
7	安政6年12月15日(1860)	根木名村・六兵衛	根木名村・(石井)六右衛門
8	万延元年12月19日(1861)	大和村・三郎兵衛	根木名村・(石井)六右衛門
9	文久2年5月9日(1862)	大和村・権左衛門	根木名村・(石井)六右衛門
10	文久2年10月(1862)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・(藤崎)源之丞
11	文久3年7月1日(1863)	大和村・忠兵衛	根木名村・(石井)六右衛門
12	文久3年9月(1863)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・(藤崎)源之丞
13	元治元年12月(1864)	根木名村・半次郎	根木名村・(石井)六右衛門
14	慶應元年7月(1865)	大原村・源左衛門	根木名村・(石井)六右衛門
15	明治元年12月(1869)	根木名村・惣左衛門	根木名村・(石井)六右衛門
16	明治2年6月(1869)	根木名村・重兵衛	根木名村・(石井)六右衛門
17	明治3年2月(1870)	根木名村・仙右衛門	根木名村・石井六右衛門
18	明治4年12月(1872)	根木名村・(石井)六右衛門	久能村・藤崎忠誠
19	明治7年3月(1874)	根木名村・伊藤孫右衛門	根木名村・石井六右衛門
20	明治7年12月(1874)	根木名村・伊藤孫右衛門	根木名村・石井六右衛門
21	明治12年1月(1879)	根木名村・石井伊兵衛	根木名村・石井勇治

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注1) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録1』(1991年)115～116頁に掲載されている「質地証文」

注2) 和暦が月までの記述の場合は、その月の1日の時点の西暦年とした。

れも根本名村の村民が作成者すなわち土地の売主であり、宛所は全て同村の石井六右衛門であった。売り渡した土地の面積は小規模であり、「質地流れ」した金銭貸借の場合、あくまで「年貢上納に対する不足分」を貸与するための金銭貸借契約であったために、このような実態になったと捉えることが出来るのではないだろうか。

それに対して表8に示した「質地証文」に分類されている二十一点の史料には、興味深いことに、根本名村の石井六右衛門が作成者（借主）であり、久能村の藤崎源之丞が宛所になっているものが六点存在する。近世に限定した場合、十四点のうち半数近くがこれに相当する。

近世の十四点のうち、この六点だけが具体的な借用理由の記述がなく「無拠要用ニ付」などの記載しかない。あとの八点のうち七点は「年貢ニ差詰リ」とされている。

この土地を担保とした金銭借用においても、前述した「送質屋」の構造と共通する資金の流れを示している。

すなわち年貢納入に逼迫した根本名村の村民に対して名主の石井六右衛門が貸与するのだが、その元金は六右衛門が久能村の藤崎源之丞から借用する構造になっていたのである。次の史料2に示した史料は、天保十一年十二月に岩山村の彦兵衛が金十二両を「当子年御年貢ニ差詰

リ」借用した際の質地書入借用証文である。
〔史料2〕

質地書入借用証文之事

一金拾貳両也

為此質地字おたき付

松山三ヶ所 植付二十四五年木位

右者当子御年貢ニ差詰リ書面之金子請人立会借用仕御上納仕処実正也、返済之義ハ来丑十一月限り年ニ壹割五分之利足銭加江元利息度返済可仕候、若返済相滞候ハ、請人方ニ而質地引請金子弁済可致候、毛頭違乱申間敷候、勿論質地ニ付協合ハ故障申者耆人も無御座候、為後日請人加判証文仍如件

天保十一年十二月

岩山村

借主 彦兵衛^印

請人 彦右衛門^印

根本名村

同 六右衛門^印

久能村

源之丞殿

〔質地書入借用証文之事⁽²⁾〕

史料2は表8の6に示したものであり、表5の2において示したものと同一である。この史料は石井六右衛門による金銭貸借ではなく、石井六右衛門が保証人となり、久能村の藤崎源之丞が直接的に貸与している金銭貸借であった。百年余りの間で「質地流れ」の事例は表7に見られるように十一点と少ないことから、金銭貸借が行われた背景には、村落の維持のためのいわゆる「慈悲」的な要素があったことが想定される。しかしそれでも長期間のうちには、返済や請戻しができず、「質地流れ」となった事例も発生したことを示しているのである。村落維持のためにいわゆる「慈悲貸し」を行い村落を支えながらも土地集積に向かう行動は、ともすると矛盾した行為に映る。村民の年貢という公的負担を名主がその私財で補填し立て替えることで、領主と村民との間における公的な負担関係が、名主と村民との私的な高利貸的貸借関係へと転化していったことを想定させるものである。⁽²⁴⁾しかし請戻し慣行のようなこともあり、幕末期にはこのような私的所持を拡大させつつも、個別の村民(家)の存続を助けていた側面も無視することはできないのである。⁽²⁵⁾大塚英二氏は「融通」循環論において、村落共同体外の高利貸資本が村落共同体に入り込む力を弱めたり

排除したりする機能があつたと、このような名主層の行為を評価している。⁽²⁶⁾また、近世的村落における村民と土地との関係においては、「無年季的質地請戻し慣行」や「割地」などの民衆的慣行から共同所持概念とも言うようなべきものの存在を示唆している。⁽²⁷⁾表8に見られる事例が幕末維新期に多いことから、そのような慣行を残存させながらも、徐々に金銭貸借の性質を変化させていく過程をこの地域も辿つたと想定しうるのである。

以上のように、名主による村民への金銭貸借には、村落の維持のために村民の年貢上納を補填することで没落を防ぐとするいわゆる「慈悲貸し」が行われていた。

またその際に、先に見た送質屋と同様の構造が確認され、地域における上層民の行政的立場に基づき村落維持のために行われた行為によって、村落内における社会的・経済的な関係性が形成されたことが判明した。そのなかで幕末期には徐々に私的所持の概念が拡大し、村落内における金銭貸借の性格を変化させたと想定されるのである。

四 開墾地村民との関係

(一) 開墾地村民への金銭貸借

ここまで述べてきた石井家に見られる地域社会との金

表9 十倉村への貸与金額

	記号	和暦	西暦	作成者	宛所	金額
1	イ 83	明治3年2月5日	1870	十倉村 綿貫瀧蔵	根本名村 六右衛門	金2円
2	イ 21	明治13年4月25日	1880	十倉村 小関新蔵	根本名村 六右衛門	金2円50銭
3	イ 3	明治13年9月12日	1880	十倉村 古川伝治郎	根本名村 六右衛門	金5円
4	イ 18	明治14年12月17日	1881	十倉村 土屋常吉	根本名村 石井六右衛門	金10円
5	イ 20	明治14年12月	1881	十倉村 古河伝治郎	根本名村 石井六右衛門	金5円
6	イ 2	明治15年1月22日	1882	十倉村 小関新蔵	根本名村 石井六右衛門	金3円50銭
7	イ 22	明治16年1月8日	1883	十倉村 秋葉久治郎	石井六右衛門	金10円
8	イ 14	明治16年12月10日	1883	十倉村 古川与吉	根本名村 石井六右衛門	金5円
9	イ 4	明治16年12月30日	1883	十倉村 秋葉久治郎	根本名村 石井六右衛門	金3円
10	イ 15	明治16年12月30日	1883	十倉村 内田作治	根本名村 石井六右衛門	金10円
11	イ 16	明治16年12月30日	1883	十倉村 内田作治	根本名村 石井六右衛門	金3円
12	イ 17	明治16年12月30日	1883	十倉村 土屋常吉	根本名村 石井六右衛門	金3円
13	イ 27	明治17年1月20日	1884	十倉村 小関新蔵	根本名村 石井六右衛門	金1円70銭
14	イ 329	明治31年8月25日	1898	富里村十倉 相川惣次	富里村根本名 石井六衛門	金13円
15	ア 422	明治31年11月26日	1898	富里村十倉 石橋右馬之助	同郡同村根本名 石井六右衛門	金13円
16	ア 458	明治44年2月22日	1911	富里村十倉 相川可祢	富里村根本名 石井左次馬	金30円
17	イ 268	昭和6年12月18日	1931	富里村十倉 鈴木保治	石井佐次馬	金100円

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』(1991年)101～107頁に掲載された10-(1)「金子借用証文」および、千葉県文書館『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録 9』(2010年)17～22頁に掲載された4-(1)-①「金銭貸与関係文書」に収録されている文書から抽出した。

表 10 石井家による平均貸与金額

	10 年代	20 年代	30 年代	40 年代
十倉村のみ	5 円 14 銭 2 厘 (12 件)	—	13 円 (2 件)	30 円 (1 件)
全体	12 円 98 銭 6 厘	33 円	22 円 72 銭 2 厘	22 円 42 銭 9 厘
十倉を除く	23 円 44 銭 4 厘	33 円	23 円 50 銭	21 円 16 銭 7 厘

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注 1) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』(1991 年)101～107 頁に掲載された 10-(1)「金子借用証文」および、千葉県文書館『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録 9』(2010 年)17～22 頁に掲載された 4-(1)-①「金銭貸与関係文書」に収録されている文書から抽出した。

注 2) 十倉村への貸付は、上記の他に明治 3 年のもの 1 件と、昭和 6 年のもの 1 件がある。

金銭貸借関係には、近世社会における支配構造を背景とした村落維持のための行為があり、それによって社会的・経済的な関係が形成されていたことが確認された。この関係性は、幕末期に変質を始め、年貢の村請制が消滅し地租制度が確立することにより決定的に変化することとなった。しかし前述したように、近代においてもなおいわゆる「慈悲貸し」によって成立した社会的・経済的な関係性が継続した側面もあるのではないかと推測されるのである。この点を開墾事業によって成立した十倉村への貸借から確認したい。

十倉村は、明治二年から始まる小金牧・佐倉牧の開墾事業のなかで成立した入植者の村であり、経済状態は必ずしも豊かではない。⁽²⁹⁾ 同村の者が石井家から金銭を借用したことを示す文書を一覽表にしたものが表 9 である。そこで石井家の金銭貸与に「慈悲」的なものがあるのかを探るために、表 10 に示したように、石井家が同時期に行った金銭貸与を金額において比較してみた。明治十年代、三十年代の史料からは、十倉村村民に対しては他地域の村民と比較して明らかに少額の融資を行っていることが確認される。貧しさゆえの借銀であり、それ故に少額融資であったと推察される状況である。このような少

表 11 十倉村への金銭貸与利子率

		年 利						
		12%	13%	15%	20%	無利息	記載なし	その他
明治 10 年代	全 体			8 件	7 件	1 件	4 件	3 件
	十倉村			3 件	5 件		1 件	3 件
	その他			5 件	2 件	1 件	3 件	
明治 20 年代	全 体	1 件		5 件				
	十倉村							
	その他	1 件		5 件				
明治 30 年代	全 体	5 件		19 件	2 件	1 件	5 件	
	十倉村			1 件			1 件	
	その他	5 件		18 件	2 件	1 件	4 件	
明治 40 年代	全 体	1 件	1 件	4 件				
	十倉村			1 件				
	その他	1 件	1 件	3 件				

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注 1) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』(1991 年)101～107 頁に掲載された 10-(1)「金子借用証文」および、千葉県文書館『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録 9』(2010 年)17～22 頁に掲載された 4-(1)-①「金銭貸与関係文書」に収録されている文書から抽出した。

注 2) 15 円に付き 1 ヶ月に 25 銭という利子率の記述があるものは年 20%とした。

注 3) 明治 30 年代の貸借には、1 通に年利 12%が 3 件、15%が 1 件記載されている事例(請求番号イ 322)がある。

注 4) 「その他」については、労働による奉仕が記されている。

額融資を行う背景には、近代資本制社会に至っても、なお地域社会における指導的な立場の家が、農家の維持・存続のために補填するいわゆる「慈悲貸し」の慣行を継続していたとも考えられ得るのである。今、その利子率を同年代の他村の村民への金銭貸与における利子率と比較すると、表11のごとくである。利子率においては、大きな差は見られず、ここからは、本来的な「慈悲」的要素を見出すことはできない。しかし興味深い事例として、明治十六年十二月三十日に契約された三件の事例が見られる。そのうちの一件を次の史料3として示す。

〔史料3〕

約定証

一金三円也

右者私義貴殿金拾円也借用候処、当十六年十七年式々年利子トシテ当十六年旧十二月毎月十一日十二日兩日之内、来ル十七年十二月迄廿八日間召仕可被成候、於然ハ若当人於テ病氣又ハ不奉公仕候節者保証之私ニ於テ屹度相勤可申候、為後日約定証如件
明治十六年十二月三十日

十倉村

勤主

内田作治[㊞]

名主文書にみる近代初期の地域社会

同村

保証人 宮沢武左衛門[㊞]

根本名村

石井六右衛門殿

〔約定証³⁰⁾〕

三件とも契約内容は同じであり、根本名村の石井六右衛門に対して提出した約定証である。その内容は、金十円の借金の利子金三円分として、二年間で二十八日間労働奉仕することを約束したものである。史料4に見られるように、勤主内田作治は同年同月同日に、同じく根本名村の石井六右衛門に対して金子借用証文を提出している。この史料3と同じく保証人は宮沢武左衛門（武助）である。史料4では金十円の利子として一割五分を約束しており、十円の十五%であるから一円五十銭となる。それを金三円として評価し直し、それに相当する労働として二十八日間の労働報酬に位置づけているのである。利子金の支払いがそもそも困難な者への貸与として、日割奉公の形態での労働を前提とした貸借を行っていると考えられる。貸主側に高利貸的な私的貸借の論理が拡大して来たことを示すもので、雇用形態もまた変質しつつあったことを示すものである。借主側の零細農家としては、

所在地		
他の郡 (b)	不明 (c)	合計 (a + b + c)
4	1	16(43.2%)
7	0	18(48.6%)
2	1	3(8.1%)
13(35.1%)	2(5.4%)	37(100%)
武射郡 7 点(岩山村 2 点、新井田村・小池村・田越村・牧野村・下吹入村が各 1 点)山武郡 1 点(緑海村)香取郡 5 点(大戸川村、大戸□、香取町、多古町、飯高村)	開披不能 1 点、 記載ナシ 1 点	

『収蔵文書目録第二十三集 諸家文書目録 9』（2010 年）38～39 頁に掲載された 4-(5)「奉公人」に収録されている文書

このような日割奉公での借金も、自らの労働力を販売することを意味し、その農家経営の構成の一つの要素としていたのであった。このような形態で零細農家の経営を旧名主層が支えていたと評価することも可能ではないだろうか。

〔史料 4〕

金子借用証文

一金拾円也

右者要用ニ付当明治十六年十二月台同十七年十二月廿日迄季限ニ相定、前書之金員正ニ借用候処実正也、於然者年ニ壹割五分利子相添元利一時ニ返済可仕候、若其節当人延滞仕候ハゞ、保証之私於引請一時弁金可仕候、為後日借用証入置申処如件

明治十六年十二月三十日

十倉村

借主

内田作治[㊤]

保証人

宮沢武左衛門[㊤]

根本名村

石井六右衛門殿

〔金子借用証文³¹〕

このような契約を結んでいる三事例とは、表 9 の 9 ・

表 12 奉公人の出身地

	被雇用者			
	印旛郡			
	根本名村	根本名以外の富里村	富里村以外	小計(a)
近世	10	0	1	11
近代	1	9	1	11
不明	0	0	0	0
合計	11(29.7%)	9(24.3%)	2(5.4%)	22(59.5%)
備考		十倉が7点、 高松、立澤が各1点	上岩橋村(酒々井町)が2点	

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書
注) 千葉県文書館『収蔵文書目録 諸家文書目録 1』(1991年)121～122頁に掲載された13「奉公人」および、同より抽出した。

11・12であり、その作成者秋葉久治郎・内田作治・土屋常吉の三名はいずれも近傍の村落からの入植者であった。十倉村への入植者には、他の開墾地同様に東京から入植した者の他にも、入間県管下の武蔵国入間郡南入曽村やその近隣の村々から入植した埼玉移民、そして十倉村近傍からの移住者が存在した。⁽³²⁾ 近傍移住者は、主に十倉村字大堀に移住した人々で、立澤村・高野村などの出身者二十戸の氏名が確認できる。⁽³³⁾

このような点から、近傍からの移住者にとっては、近世以来のいわゆる「慈悲貸し」によって形成された社会的・経済的な関係性に基づき、根本名村の名主に「慈悲貸し」を期待したことや、名主側もそれに応えていたことが考えられるのである。そのため同時期の他村の者への貸借と同程度の利子率を設定しながらも、月二回の労働によって利子に代替させることで金銭を貸与していたのである。近代に移行し、とりわけ地租改正以降、村請制の消滅とともに年貢負担農家軒数の維持を図り、農村の存続のために名主が金銭を貸与する必然性は無くなった。しかしこの事例に見られるように近世以来の関係性を継続させることが期待される側面もあったのである。ただし近世においては村請制という、言わば権力を背景

とした行政村としての支配構造が存在していた。同じような「慈悲的」慣行を求められたとは言え、村請制消滅後の近代社会においては、そこに見られる貸与は個別経営体である農家に対する高利貸的金銭貸借関係へと移行しており、権力を背景とした構造は既に消滅していたことは確認しておく必要がある。十倉村全体の存続を図るための金銭貸与ではなく、近傍からの入植者への利子に対する特別な対応など、農家への資金調達に重点が置かれるようになり、個別農家の経営維持のための貸与へと、その性質が変化していったと考えるべきである。⁽³⁴⁾ また石井家にとっては、このような「慈悲貸し」への期待に込めることが、村落において生き残る上での有効な戦略であったとも考えられる。

(二) 雇用関係に見る開墾地村民との関係

石井家が、近傍の村から開墾地に移住した入植者に対して、日割奉公を前提とした金銭貸与を行っていたことは前述の通りであるが、さらに雇用と金銭貸借との関係から、近代において石井家と近傍村落からの入植者との関係を明らかにしたい。それによって旧役人層・富裕層が地域社会の期待に込えていたことを示し、地域社会と

の関係を考察したのである。

石井家文書には、奉公人の雇い入れに関する請状も残されている。どのような地域から奉公人として来ていたのかを確認するため、その分布を表12に示した。

その構成を見ると、近世、近代ともにおおよそ半数ずつの割合で残存し、近世から近代にかけて継続的に周辺地域から雇用していることが分かる。地域的に見ると、近世においては、十六点中十点が根本名村の人間を年季奉公人として雇用している様子が判明する。その際に作成された「奉公人請状」によると、年貢上納に差し詰まったために奉公するという主旨の文言が記されているものが十点中六点あり、年貢上納の補填のために名主が奉公人として雇用することで金銭を貸与していた事実が確認された。例えば安政三(一八五六)年に作成された「奉公人請状之事」⁽³⁵⁾では、根本名村の仁五兵衛に対して給金四両二分が支払われ、そのうち一両二分を身代金として渡し、残金は期限まで滞りなく勤めれば石井六右衛門が支払うという約定を取り交わしている。この契約では「当辰御年貢御上納二差詰り申候二付」と理由が記され、その身代金が年貢納入に充てられるという、近世村落における年季奉公の質物奉公としての構造を示すもの

であった。年貢上納にまつわる奉公ということが明確に記されている史料は、先の根本名村の六点の他に新井田村（武射郡）の住人に対するものが一点あり、合計で七点あった。このような記述は時代が下ると消滅し、やがて理由を記さないものに変化していくのである。

もう一つの変化は、地域的な広がりである。近世における印旛郡内での雇用については、十一点中十点が石井家のある根本名村居住の者の雇い入れであったが、近代に入ると、十一点中九点が根本名村近隣村落で富里村を構成する十三か村の範囲から雇い入れている。そのうち七点が、明治初年の開墾によって成立した十倉村の者の雇用に変化しているのである。いっぽう印旛郡外の村からの雇用では、武射郡と山武郡を合わせて八点、香取郡五点の事例が判明する。これは根本名村が多古町（香取郡）を経て香取方面に向かう街道や、東金・九十九里方面の山武方面に向かう街道の継場であったことから、これらの地域に雇用関係が広がっていたことが推測されるのである。

先に見た史料3・4の契約では、明治十六年から明治十七年において二十八日間の労働奉仕を金三円に相当させている様子が見られた。同時期に十倉村の者を雇用し

た際の条件を次の史料5から確認したい。

〈史料5〉

雇人申受状之事

一金貳円五拾五錢八厘

右之者当明治十七年旧正月分同年十二月迄、壹ヶ年ノ内月三二日ノ雇ニ相定、代金貳円五拾五錢八厘正ニ借用候処実正也、於然者年限中事故有テ勤難候節者証人方ニテ引受右之本金成共人代成共貴殿御望次第屹度弁済可仕候、依之雇人証書入置候処如件

明治十七年旧正月

印旛郡十倉村

雇人 小関新蔵^印

同郡根本名村

引受人 秋葉繁蔵^印

同郡根本名村 石井六右衛門殿

〔雇人申受状之事³⁶〕

この史料5に雇人として登場する小関新蔵は、先の表9の13に登場する人物であり、根本名村の石井六右衛門から金一円七十錢を明治十七年一月二十日に借金している人物である。ここに見られるように、月二日の労働で一カ年の労働の対価が二円五十五錢八厘であり、先に見

た史料4に示された月二日で合計二十八日の労働を三円と評価していることと比較すると、ともに一日当たりの労働を十銭余りとしており、おおよその賃銀相場が成立していた様子が確認される。もともと、その前年に結ばれた契約では、もう少し低い相場に設定されていた。次の史料6は明治十五年旧二月に作成されたものである。表9にも登場し先にもその名を記したが、明治十六年十二月三十日に金十円の利子を金三円とし、それを二十八日間の労働で支払うとした土屋常吉に対し、明治十五年旧二月に秋葉久治郎を保証人として石井家を取り交した雇用契約である。

〔史料6〕

農業雇金借用之証

一金五円九拾五銭八厘貳毛也

但シ農業勤日
壹ヶ月ニ付六日ツ、

右者金子要用ニ付当明治十五年旧二月より来ル旧十二月迄ニ日数六拾六日ト相定メ、前書之金五円九拾五銭八厘貳毛証人立合正ニ受取候処実正也、於然者期月迄ニ右之日数急度相勤メ可申候、万一期月迄ニ難相勤メ節者証人方ニテ引受、右之本金江年々貳割之利子ヲ相添ヘ元利共一時ニ急度弁金可仕候、依之

農業雇金借用証入置申処如件

明治十五年旧二月日

印旛郡十倉町

勤人 土屋常吉[㊤]

同村証人 秋葉久治郎[㊦]

同郡根本名村 石井六右衛門殿

〔農業雇金借用之証³⁷⁾〕

この史料にあるように、土屋常吉の六十六日間の労働を対価とした借入金が五円九十五銭八厘二毛であり、一日あたりの労働を九銭余りとしている。史料3や史料6に見られる翌年以降の契約より一銭ほど低く設定されているが、おおよそ近い相場であったことが推察される。

近傍から十倉村に入植した開墾民への貸付けには、このように労働の対価として貸し付けたものや、農業労働によって利子を弁済させる日割奉公が行われていたのである。先に見た近世期の身代金を支払う質物奉公から賃労働への雇用形態の変化が見られる。これは零細な農業経営を行っていた入植者が家計を維持するために労働力を販売することで、経営を維持する戦略であったと評価し得る。またこのような関係性において、村役人層・

富裕層が小農の経営を保護することになったと評価できるのである。⁽³⁸⁾このような形式で近世において行われていた村役人層・富裕層への金銭的依存が近代にも継続していたことや、その期待に応える慣行が近代にも継続していた様子を確認することができたのである。このことを想定し得るように、史料5では根本名村の秋葉繁蔵が引受人となっている。また、史料6では秋葉家で十倉村に進出した秋葉久治郎を証人としている。この他にも、明治三十一年には根本名村の秋葉亥之助を引受人として、十倉村の秋葉伝治郎が倅の辰五郎、娘のやすの二人を農事雇人とする雇用契約を石井六右衛門と結んでいる。⁽³⁹⁾

このように根本名村の人間を保証人として、その親族関係などに基づき、人的関係性によって結びついた近隣村落の村民が、村役人層・富裕層と金銭貸借や雇用契約書を取り交わしているのである。すなわちこのような地縁・血縁などの人的な結び付きを基盤とした関係性によって、金銭貸借の論理を私的なものに変質させつつも、⁽⁴⁰⁾共同体や家の維持に配慮して行われる顔見知りの間で成立する「面貸」とも言われる貸借、⁽⁴¹⁾いわゆる「慈悲貸し」の関係性が継続し続けたと考えるのである。

五 結び

本稿で取り上げた下総国印旛郡根本名村名主の石井家は、農業以外にも金融業を営んでいた。その金融業では、近隣の久能村の牧士藤崎源之丞への送質屋を営んでいた点特徴的であるが、同家への送質以外にも、石井家単独での金融業も営んでいた。その金融業においては、土地を担保とすることが多く、その貸金理由としては、近世期においては「年貢上納二差詰り」と記されることが多く、村請制に基づく年貢上納の不足を補うものであった。またその貸金の範囲も同家が所在する根本名村が中心であった。石井家と藤崎家との関係は、送質屋と元質屋との関係であり、農村における農閑余業における資本蓄積として評価できるが、同時に、周辺地域の村落の維持のための金融活動を担ったと評価することも可能である。また、石井家による高利貸しを介した土地集積も多く確認できるのであるが、これらは村請制度に基づき実施した金銭貸借としての共同所持の論理から私的所持の論理への変化と捉えることができる。

やがて地租改正など近代的な租税制度が進み、近代資本制社会へと移行するに伴い、金銭借用証文あるいは土

地売買の際の証文から金銭貸借理由が明記されなくなる。年貢納入や村請制が廃止されるのであるから、年貢未納のために借金するという理由が消滅するのは当然のことではあるが、「地租納入金の不足のため」とか、「資金不足のため」というような文言は、近代において不要なものとなるのである。ある意味、そこに近代社会の特質が現れているのではないかと考える。大塚氏が「融通的世界が後景に退いた」と表現された近代社会が生成していく過程は、このような変化と軌を一にするものと考えられる。⁽⁴²⁾ 村落共同体の維持のための借金であることを明示する必要があった近世社会においては、借金は必ずしも「個人」だけのものではなく、村請制下における「村」のものとして捉えられたのである。近代における「地所売渡証文」では、「地券書換之儀者連印以テ可奉願候」という文言が登場し、土地の所有権の確認が重要となったことを示している。⁽⁴³⁾ 土地所有の概念が、個人の所有に基づく経済活動へと変化することこそ、村の近代化があったと言えるだろう。このような私的財産権の概念が近代の農村社会において成立する大きな転換点が、明治六年（一八七三）の地租改正であったと見なし得るのである。もっとも、近世における「質地流証文」などにお

いて、土地の所有権が移転した相手に対して「貴殿方ニテ年貢諸役相勤」めることが記されていたものが、近代においても「貴殿方ニテ地租諸役共相勤御所持可被成候」との記述があり、個人所有の概念が成立しつつも、村落維持のための公的負担を相互に確認する社会的関係性は継続していたのである。渡辺氏が指摘されているように、土地を担保とする金銭貸借においても「私的所持」の拡大だけを地主が追求したと評価することはできない。⁽⁴⁴⁾ 村落共同体は幕末維新期においても、なお直接生産者の維持・発展を多方面から助ける積極的機能を保持し続けていた点を評価することは重要である。しかし、同時に幕末期には無年季的質地請戻し慣行のような共同所持の観念のもとでの地主—小作関係は後退し、やがて地租改正事業の完了をもって私的所持の拡大が決定的なものとなったのである。

地租改正事業が完遂されることによって、村としての租税負担から戸別に直接納税することになった。このような私的所持の概念が村落に持ち込まれたことのインパクトが、徐々に村のあり方に重大な変質を進行させたと思われる。しかしながら、そのような概念の導入によって、ある日突然村落内の人々の「生活」や「関係性」が

変化するとも考えられない。そのことが、本報告でも取り上げたように、開墾地として成立した十倉村の入植者への貸金に現れているのではないだろうか。いわゆる「慈悲貸し」によって形成された村落内における社会的・経済的な関係性が、近代においても継続した側面を示すものと捉えられる。金銭借用証文のみならず、土地売渡証文・質地証文などの土地売買に関する証文、奉公人請状などの証文においても、根本名村内での取引から、近代に入りその範囲を広げている。また「年貢上納二差詰り」という文言自体は無くなり、村請制の解体により村落の維持のための金銭貸借という面はなくなる。この面では近代との断絶が確認された。しかし、個々の農家経営を維持し村民の生活の存続のために営まれた村落内の金融活動には、近世以来の地域民の生活の存続のために行われるという側面と、その期待に村役人層・富裕層が応えるという側面があり、近代になってもそのような側面は継続したと評価できる。近世期において名主を勤めたような家へ経済的に依存することで農家経営を維持していた地縁・血縁に基づく人的な結び付きは、近代に入っても継続した。村の存続のために農家経営の維持に努めることは、近世村落においては必然であり、その為

に名主の果たした役割は、生活の場としての村落を維持していく機能であった。近世村落における行政的機能に起因する彼らへの経済的期待は容易には解消せず近代にも継続し、かつその期待に旧名主層・戸長層が応えようとする構造は継続したのである。幕末維新期には「村」の維持のためのいわゆる「慈悲貸し」から、個別経営体としての農家経営の維持のための高利貸的貸借に変質し、私的所持が拡大していくのであるが、その貸主と地域村民との関係性はなお継続し、「慈悲的」な側面を存続させたのである。勿論そこでの貸借は、日割奉公のように賃労働への対価としての性質に変質している側面があったことは確認された。本稿で取り上げた地域は当該期においては、私的部分が拡大しながらも、近代的金融機関は未だ十分に展開していなかった。そのために未だ「慈悲貸し」的な関係性が残存したのであるが、そのことが困民党事件のような地域騒擾を回避できた要因でもあった。近代への変質がありながらも、村役人層・富裕層である名望家層などの個人金融が近隣地域村民からの期待に応える構造がなお存続したことが、地域社会におけるセーフティネットとなり得たのであった。

参考文献

- 『千葉県史 明治編』（一九六二年）
 『千葉縣史料 近代編 明治初期二』（一九六九年）
 『千葉県の歴史 通史編・近現代1』（二〇〇二年）
 『千葉県の歴史 資料編・近現代4（産業・経済1）』（一九九七年）
 『柏市史 近代編』（二〇〇〇年）
 『柏市史 資料編10 小金佐倉牧開墾・上』（一九七四年）
 『柏市史 資料編11 小金佐倉牧開墾・下』（一九七四年）
 『成田市史 近現代編』（一九八六年）
 『小金・佐倉諸牧の開墾』（東京都総務局文書課『東京都史 紀要』第九、一九五一年）
 『富里村史 通史編』（一九八一年）
 『八街町史』（一九七四年）
 『企画展 房総の名主Ⅲ―富里市根本名・石井家文書の語る世界―』（千葉県文書館、二〇〇四年）

註

- (1) 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会
 二〇〇九年（以下、松沢A）、同『日本近代村落の起源』
 岩波書店二〇二二年（以下、松沢B）。
 (2) 千葉県文書館『収蔵文書目録・第二十三集諸家文書目
 録9』（二〇一〇年 六頁において、石井家が返済を前提
 としない「恩貸し」・「慈悲貸し」を行っていた可能性を
 指摘している。筆者は、そのように捉えられる行為があ
 ったことは認めるが、それは行政的村落を維持するため

の行為であった側面を強調するため、
 あえて括弧付きで表現した。

- (3) 大塚英二『日本近世農村金融史の研究』（校倉書房、一九九六年）
 (4) 大塚前掲書二二頁。
 (5) 本稿が考察の対象とする印旛郡根本
 名村は、北総地域に存在する。近世期
 の北総地域には、東葛郡の「小金牧」、
 印旛郡の「佐倉牧」に代表される徳川
 將軍の馬牧が設定されていた。
 (6) 明治二年（一八六九）より、これら
 の地域は東京の貧民を救済するために
 開墾会社を設立し開墾事業が行われた
 が、明治五年（一八七二）にはその開
 墾会社も解散し、その事業自体は成功
 を収められなかった。
 (7) 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版
 会、一九九四年、以下渡辺A）、同編『新しい近世史4
 村落の変容と地域社会』（新人物往来社、一九九六年、以
 下渡辺B）、同編『近代以降期の名望家と地域・国家』
 （名著出版、二〇〇六年、以下渡辺C）、同『豪農・村落
 共同体と地域社会』（柏書房、二〇〇七年、以下渡辺D）、
 同『幕末維新期の名望家と地域社会』（同成社、二〇一四
 年、以下渡辺E）などを参照。
 (8) 松沢Aおよび松沢B参照。
 (9) 地方制度の変革としては、明治五年（一八七二）の大

表 13 小金・佐倉牧内の牧場

小金牧	高田台・上野・中野・下野・印西
佐倉牧	小間子、内野、柳沢、取香、高野、矢作、油田

区小区制以後、様々な改革が実施されていることは、松沢Aにおいても言及されている。また、渡辺D第二章によると、村請制は地租改正事業完了時まで存続していたとされ、地租改正により、近代的・私的土地所有権が法認されることにより、貢租を個人(家)で請け負うことで村請制は解体したとされている。

(10) 松沢B、四頁。

(11) 渡辺D、二四頁。

(12) 鶴巻孝雄「困民党事件と地域社会」(明治維新史学会編『講座 明治維新7 改訂版 明治維新と地域社会』有志舎、二〇一四年) 参照。鶴巻氏の指摘の通り、彼らが「徳義上ノ貸借」を求め仁政的政策介入を当然視していたことは考え得るが、債主側が進んだ資本制の概念を受容しているのに対して、困民党側が遅れた封建的概念に止まっていたとは一概に言えない。若狭蔵之助『秩父事件―農民蜂起の背景と思想』(埼玉新聞社、二〇〇三年)によると、彼らはマニユファクチュア生産を進めており、彼らもまた資本制の生産における歩みを進めていた。

(13) 天和元年(一六八一)から元禄十一年(一六九八)までの四点(千葉文書館所蔵「富里町根木名 石井家文書」ア1、ア2、ア3、ア5)、正徳三年(一七一三)から安政三年(一八五八)までの二十一点(千葉文書館所蔵「富里町根木名 石井家文書」ア7、ア12、ア41、ア43、ア44、ア46、ア59、ア60、ア71、ア72、ア82、ア92、ア502、ア104、ア114、ア118、ア124、ア135、ア161、ア175、ア197)。「下総国印旛郡根木名新

田検地帳」(千葉文書館所蔵「富里町根木名 石井家文書」ア477)。「辰御年貢可納割附之事」(千葉文書館所蔵「富里町根木名 石井家文書」ア145)、「亥御年貢皆済目録」(千葉文書館所蔵「富里町根木名 石井家文書」ア246)。

(14) 渡辺C、渡辺E参照。渡辺氏は同書において研究史を整理されている。

(15) 千葉県文書館『収蔵文書目録・第四集諸家文書目録1』(一九九一年) および同『収蔵文書目録・第二十三集 諸家文書目録9』(二〇一〇年) 参照。

(16) 千葉文書館所蔵「富里町根木名 石井家文書」(石井家文書 ア505)

(17) 松沢A参照。

(18) 渡辺D、六六頁。

(19) 竹中真幸「近世北関東における農村金融の展開―村借用金を中心として―」(村上直「論集関東近世史の研究」名著出版、一九八四年)

(20) 『柏市史 近代編』(柏市史編さん委員会編、二〇〇〇年)によると、牧の廃止決定がいつなのか不明であるが、明治二年四月と考えられるとしている(同書一七〇頁)。明治元年より牧の支配は改変されたが、牧士については廃止されず、明治二年正月に再び牧士役が命じられたが、その二、三か月後に事態が急変し、牧そのものが廃止された。これによって牧士も廃止されたと考えられる。

(21) 千葉県文書館が所蔵する石井家文書には、「金子借用証文」の他、「土地売渡証文」や「有合売渡証文」、「地

所書入金子借用証文」、「質地証文」、「質地流証文」など、土地を媒介とした金銭貸借証文が多く見られる。

- (22) 大塚英二「御蔵・郷蔵に見る近世社会の構造」(渡辺B掲載) 参照。

- (23) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(ア140)

- (24) 渡辺D、六五頁参照。

- (25) 渡辺A第五章、および渡辺D、二二頁参照。なお、この矛盾的関係については、大門正克氏が既に「歴史的意識の現在を問う」(『日本史研究』四四〇号、一九九九年)において言及している。

- (26) 大塚註(3)前掲書序章参照。

- (27) 大塚註(3)前掲書序章参照。「無年季の質地請戻し慣行」については白川部達夫『日本近世の村と百姓的世界』(校倉書房、一九九四年) 参照。「間接的共同所持」については渡辺A参照。

- (28) 本論では取り上げないが、石井家文書には、表14に示したように、石井家が同じく根本名村周辺の開墾地である七栄村の村民に対しても、金銭の貸付けを行ったことを示す史料や土地を巡る取引を行っていたことを示す史料が残されている。

- (29) 開墾地への入植者には、東京からの窮民の受入れの他にも、下総国近在の開墾加入を認めている。彼らは開墾が成就した場合には小作人になることが約束されていた。本稿で取り上げる十倉村の入植者は、このケースである。開墾地に移住する者の他にも、近在の村から通い小作人になる者もいた。このような近傍から入植して小作人に

なった開墾人は東京窮民と同じ扱いが受けられず、東京窮民には約束されていた五反五畝の割り渡し地がなかった。そのため、近傍からの入植者が多かった豊四季や十余二などを中心に激しい訴訟が行われた(『柏市史 近代編』二六三―二六五頁)。明治五年に開墾会社が解散し、明治六年から開墾人による訴訟・訴訟が行われたが、明治十三年には、近傍からの入植者は、明治四年十月までに入植した者は東京窮民と同じく芝地五反歩を一反歩に付き一円で払い下げる扱いとし、それ以後明治九年五月までの者は芝地が三反歩に減らされる扱いとなった。これにより一応の解決を見たのだが、十余二や十倉には服従しない者もあり、その後も長く開墾地の所有権回復を願う運動は継続した。途中、明治二十五年には帝国議会に請願書が提出されており、田中正造も明治二十九年三月二十五日には質問書を政府に提出している(『柏市史 近代編』二六六頁)。

- (30) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(イ16)

- (31) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(イ15)

- (32) 『富里村史 通史編』(一九八一年) 七〇四―七〇九頁。

- (33) 『富里村史 通史編』(一九八一年) 七一一頁。同書によると、大堀地区に移住した人物を年月順に整理した表があり、宮沢武助、相川惣治、綿貫太吉、宮沢武治郎、石橋右馬之助、秋葉久治郎、内田作次、石橋磯吉、秋葉久助、土屋常吉の十名が記されている。さらに明治十四年十月には、土屋浅吉、秋葉平蔵、大川清左衛門、石橋富蔵、小関佐兵衛、小関新蔵、伊藤常吉、堀越政右衛門、

表 14 七栄村への貸与・土地販売

	和暦	西暦	作成者	宛所	金額	備考	区分
1	明治 37 年 12 月 20 日	1904	富里村七栄 小山鉄五郎	石井六右衛門	金 4 円		10-(1)
2	明治 26 年 1 月 1 日	1893	富里村七栄 大竹谷蔵	富里村根本名 石井六右衛門	金 22 円	原野 5 反歩	10-(2)
3	明治 26 年 1 月 13 日	1893	富里村七栄 大竹谷蔵	富里村根本名 石井六右衛門	金 13 円 50 銭	原野 5 反歩	10-(2)
4	明治 42 年 1 月 10 日	1909	富里村七栄 高須吉太郎	不明	金 12 円 40 銭	山林 5 段 3 畝 26 歩の賃 貸	10-(9)
5	明治 14 年 9 月 10 日	1881	七栄村 澤田条吉	石井勇治	金 8 円		4-(1)-①
6	明治 31 年 1 月 14 日	1898	富里村七栄 阿部庄治郎	富里村根本名 石井六右衛門	金 10 円	貸与、5 円を修正か？	4-(1)-①
7	明治 43 年 1 月 2 日	1910	富里村七栄 林田荒治郎	富里村根本名 石井佐次馬	金 9 円		4-(1)-①
8	大正 14 年 2 月 16 日	1925	富里村七栄 小倉謙蔵	石井佐次馬	金 400 円	貸与、借用証の預り	4-(1)-①
9	昭和 9 年 11 月 25 日	1934	富里村七栄 堀越吉松	石井佐次馬	金 200 円	貸与、300 円の 100 円 返済し残額の延期願	4-(1)-①
10	明治 24 年 12 月 17 日	1891	富里村七栄 岩井国松	富里村根本名 石井六右衛門	金 20 円	原野 5 反	4-(2)-③
11	明治 28 年 3 月 11 日	1895	富里村七栄 藤崎誠一	富里村根本名 石井六右衛門	金 23 円	原野 3 反 1 畝 2 歩	4-(2)-③
12	明治 34 年 12 月 30 日	1901	富里村七栄 岩井国松	富里村根本名 石井六右衛門	金 40 円	山林 3 反 2 畝 8 歩	4-(2)-③

出典：千葉県文書館所蔵石井家文書

注) 千葉県文書館『収蔵文書目録 第四集 諸家文書目録 1』(1991 年)101～119 頁に掲載された 10-(1)「金子借用証文」、10-(2)「土地売渡証文」、10-(9)「土地売買・借地諸文書」および、千葉県文書館『収蔵文書目録 第二十三集 諸家文書目録 9』(2010 年)17～22 頁に掲載された 4-(1)-①「金銭貸与関係文書」、26～34 頁に掲載された 4-(2)-③「土地売買」に収録されている文書から抽出した。

石橋幸藏、古川伝治の十名を加えて二十戸となったと記されている。なお内田作次は、史料4・5に登場する内田作治と同一人物であると考えられる。また阿史料に保証人として登場する宮沢武左衛門は「武助」の印を使用していることから、最も早く(明治三年三月)大堀地区に移住した宮沢武助のことであると考えられる。

- (34) 竹中註(19)前掲書三一九頁において、竹中真幸は幕末期の村借用が小前層の救済や年貢諸夫役の支弁名目とされていたが、現実の用途は農民の経営資金の調達に重点が置かれていたとみることができると指摘していることは重要である。時代の推移のなかで、徐々にこのような変化を遂げていった側面は軽視できない。

- (35) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(ア1201)
 (36) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(イ15)
 (37) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(イ17)
 (38) 渡辺E論文、一三二頁参照。同書において渡辺氏は、谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業』(名古屋大学出版会、一九九八年)の見解を踏まえ、小農の経営戦略という観点に加え、村落共同体の小農経営保護機能という視角を打ち出している。

- (39) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(イ177)
 (40) 大塚英二氏は註(3)前掲書三一四頁において、融通論は限られた家族間・個人間のみに存在するだけとなり、同時に高利貸的論理も純粹な形で存在しえず、両者が弁証法的に統合し価値法則に適合的な近代的金融論理と諸制度の枠に入ったと論述されている。

- (41) 鶴巻孝雄註(12)前掲書一六〇頁参照。
 (42) 註(4)に同じ。

- (43) 千葉文書館所蔵「富里町根本名石井家文書」(ア1368)

- (44) 註(43)に同じ。

- (45) 渡辺D、二一〇二二頁参照。

付記 本稿は慶應義塾二〇二三年度学事振興資金(個人研究)による研究助成を得て行われた研究成果の一部である。

本稿脱稿後に、社会経済史学会第93回全国大会(二〇二四年五月十二日)において「近代日本の農山漁村における生業・生活金融」をテーマとするパネルディスカッションが行われた。本稿においては参考にすることができなかつたが、今後の課題とさせていたきたい。